

受付期間：2月16日(木)～3月15日(水)

## 市県民税申告・確定申告はお早めに

問 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

詳しくは、税務課および山東支所・各市民自治センター・各行政サービスセンターにある「市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料等の申告について」をご確認ください。市県民税申告書は、本誌と同時配布の申告書をコピーしてご利用ください。なお、確定申告の詳細な内容については、長浜税務署(☎62-6144)にお問い合わせください。

### 所得税 と 復興特別所得税 の確定申告

#### 確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産収入がある人、土地や建物を売った人などで、令和4年中の所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合
- 給与所得のある人(サラリーマン、アルバイト等)
  - ①給与の年収が2千万円を超える場合
  - ②給与所得者で給与・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える場合
  - ③給与を2カ所以上から受け取り、「年末調整をされなかった給与の収入金額」と「給与・退職所得以外の各種所得金額」との合計額が20万円を超える場合
- 公的年金等を受給している人
  - ①公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合はその合計額)が400万円を超える場合
  - ②公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が20万円を超える場合

### 市民税 と 県民税 の申告

#### 市県民税の申告が必要な人

- 令和5年1月1日現在、米原市に住所がある人で、令和4年中に所得のあった人  
※ただし、次の場合は申告書を提出したものとみなされます。
  - ・給与のみの所得者で、勤務先から米原市へ給与支払報告書が提出されている人
  - ・公的年金等を受給している人で、公的年金等以外の所得がない人
  - ・所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人

市県民税申告は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も兼ねています。  
**被保険者は、所得がない場合も必ず申告してください。**

※確定申告が不要な人でも、所得税や市県民税で各種控除を受けたい場合は、確定申告や市県民税申告が必要です。

## 申告に必要なもの

- 税務署から送付されたはがき等の書類  
(利用者識別番号(ID)や、予定納税額が分かるもの)
- 源泉徴収票(原本)<sup>※1</sup>
- 公的年金等の源泉徴収票(原本)<sup>※1</sup>
- 収支内訳書(農業、不動産、営業等の所得がある人)  
必ず事前に作成してお越してください。
- 医療費控除の明細書<sup>※2</sup>  
事前に治療を受けた人ごと、医療機関ごとに支払った医療費を集計してください。(指定の明細書の添付が必須です。領収書を添付しての申告はできませんが、領収書は、自宅等で5年間保存してください。)
- セルフメディケーション税制の明細書<sup>※2</sup>  
事前に薬局ごとに医薬品等の購入費を集計してください。
- 生命保険等の各種支払証明書(原本)
- 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
- 寄附金の領収書または控除証明書(原本)
- 通帳等本人名義の口座番号が分かるもの  
(還付申告または初めて口座振替で納付をする人)
- 金融機関届出印(初めて口座振替で納付をする人)
- マイナンバーおよび本人確認ができる書類の提示  
または写しの添付  
以下のいずれかをお持ちください。
  - ・マイナンバーカード
  - ・通知カードおよび運転免許証等
  - ・マイナンバーが記載された住民票等  
および運転免許証等

※1 申告書への添付は不要ですが、市の申告会場を利用する場合、申告書の作成に必要なため、持参してください。

※2 いずれか選択です。重複しての適用はできません。  
また、申告会場では集計の補助は行いませんのでご注意ください。



# 申告相談日程

学区ごとに相談日・会場が決まっています。できるだけ指定の相談会場にお越しください。

対象学区	相談日(受付時間 9時～11時30分/13時～16時)	相談会場
春照学区	2月16日(木)、2月20日(月)、2月22日(水)	山東支所
伊吹学区	2月17日(金)、2月21日(火)、2月22日(水)	
東草野学区	2月20日(月)、2月21日(火)、2月22日(水)	
旧山東東学区	2月24日(金)、3月2日(木)、3月7日(火)	
旧山東西学区	2月27日(月)、3月2日(木)、3月7日(火)	
柏原学区	3月1日(水)、3月6日(月)、3月8日(水)	
大原学区	2月28日(火)、3月3日(金)、3月9日(木)	
旧米原学区	2月16日(木)、2月17日(金)、2月24日(金)、3月8日(水)	本庁舎
旧入江学区	2月20日(月)、2月21日(火)、3月8日(水)	
河南学区	2月22日(水)、3月1日(水)、3月6日(月)	
息長学区	2月27日(月)、3月2日(木)、3月7日(火)、3月9日(木)	
坂田学区	2月28日(火)、3月3日(金)、3月7日(火)、3月9日(木)	
全学区	3月10日(金)、3月13日(月)、3月14日(火)、3月15日(水)	

- ・旧山東東学区(行政区)  
⇒長岡、万願寺、西山
- ・旧山東西学区(行政区)  
⇒志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、加勢野
- ・旧米原学区(行政区)  
⇒梅ヶ原、米原、米原西、下多良、中多良、上多良、多良、入江、賀日山、米原ステーションタウン

・旧入江学区(行政区)  
⇒朝妻、筑摩、磯

※混雑状況により、受付時間内であっても受付を早めに終了する場合があります。

※受付時間外は、受付・相談業務を行いません。

## 税務署主催還付申告会場をご利用ください

例年、申告相談会場は大変混雑しますので、年金受給者や給与所得者のための還付申告会場をぜひ、ご利用ください。

※相続税、贈与税、土地・建物・株式の譲渡所得等の相談は行いません。

**日時** 2月9日(木)～10日(金)  
9時30分～11時30分/13時～15時30分

**会場** 米原市役所 本庁舎 コンベンションホール

## 次の人は長浜税務署で申告してください

☎長浜税務署 ☎0749-62-6144

- 災害等による被害について雑損控除を申告する人
- 新たに住宅借入金等特別控除を受ける人
- 山林所得がある人
- 白色申告をする事業者で農業、不動産、営業所得等の収支内訳書作成の相談が必要な人
- 株式・土地・建物等の譲渡所得がある人
- 先物取引に係る所得がある人
- 青色申告をする人
- 準確定申告(亡くなられた人の申告)をする人
- 確定申告書の控えに受付印が必要な人

### 「入場整理券」が必要です!

確定申告会場の混雑緩和のため、税務署の会場への入場には、**当日会場で配布またはLINEによる事前発行した整理券**が必要です。整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

**日時** 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日祝日除く  
9時～16時

**会場** 長浜税務署 別館 第一会議室  
(長浜市高田町9-3)



## 感染症対策にご協力ください

ソーシャルディスタンス確保や消毒作業等を行うため、例年以上の混雑が予想されます。

会場での感染症対策にご協力ください。

- ・マスクの着用
- ・大声で会話をしない
- ・受付時の検温、消毒
- ・体調不良時は来場を控える



自宅等からいつでも!

## パソコンやスマートフォンで確定申告ができます!

国税庁ウェブサイトから、所得税の確定申告書等が簡単に作成できます。

ウェブサイトで作成したら...

国税庁ウェブサイト  
確定申告書等作成コーナー



### 方法1

申告書を印刷し、  
長浜税務署へ、郵送または持参

### 方法2

#### e-Tax(電子申告)による申請

- ・マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカードと対応のスマートフォンを利用
- ・事前に税務署でIDとパスワードを取得

